

1 はじめに

秩父市は、埼玉県の北西部、関東山地の東側に位置し、面積は 577.83 km²で、埼玉県全体の約 15% を占めています。地形上は山地が多く市域の 87%が森林であり、中心市街地の周囲には山岳丘陵をめぐらして盆地を形成しています。市域のほとんどが国立公園や県立自然公園の区域に指定されている、とても豊かな自然環境に恵まれた地域です。

市は、この豊かな自然環境の恩恵を受けながら、地域の社会経済を大きく発展させてきました。

高度経済成長期における急激な社会発展の影響により、秩父市においても大気汚染や水質汚濁などによる環境への負荷が生じたこともありましたが、1970（昭和 45）年に秩父市公害対策審議会を設置し、官民一体となって問題の解消に取り組み、暮らしやすい生活環境を実現してきました。

さらに 2000（平成 12）年には、この「秩父市公害対策審議会」を「秩父市環境審議会」へと組織改正を行い、2006（平成 18）年には「秩父市環境基本条例」を制定しました。また、2012（平成 24）年には、ちちぶ定住自立圏を形成している 1 市 4 町で策定した「ちちぶ環境基本計画」を策定し、2022（令和 4）年には、同計画の計画期間終了に伴い、新たな計画「第 2 次ちちぶ環境基本計画」を策定するなど、包括的に環境問題に対応できる体制を整えながら環境行政を推進しています。

このような中、近年の環境問題は、不法投棄・不適正処理をはじめ、騒音や悪臭といった都市・生活型公害も発生しているほか、外来生物による生態系への影響が深刻化し始めているなど、複雑化かつ多様化しているのが現状です。

また、世界へ目を向けると、地球温暖化が原因とされている気候変動やフロンガスによるオゾン層の破壊、社会・経済活動の拡大に伴う大気汚染、プラスチックごみ等による海洋汚染など、地球規模での環境問題も極めて深刻化しており、このような状況への対策は喫緊の課題となっています。

市では、「SDGs（エス・ディー・ジーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」を踏まえて、多角的な観点から環境に関する政策を推進し、持続可能な社会の形成を目指して各種の事業に取り組んでおり、2022（令和 4）年には、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、具体的な目標等を定めた「秩父市地域脱炭素ビジョン」を策定しました。

持続可能な社会を形成するためには、自然環境との共生や調和のとれた経済活動のほか、再生可能エネルギーを活用した「エネルギーの地産地消」を進め、行政主導によるカーボンニュートラルを展開していく必要があります。

そして、脱炭素社会の実現のためには、行政の取組に加え、市民・事業者・団体・学校・行政が一体となって協力体制を築き、お互いの立場を補完しながら、“協働”での森林の保全・再生活動などの身の回りの自然環境を守る活動に取り組むことが必要です。

これらの活動を推進するにあたり、市の環境行政の現状と環境保全に関する施策の実施状況等を共有することで、より効果的な環境政策を展開したいと考えており、秩父市環境基本条例第 8 条に基づき、本冊子「秩父市の環境」を刊行いたしました。

つきましては、多くの皆さまにご覧いただき、環境保全並びに持続可能な社会の形成のための取組等にご活用いただければ幸いです。